

小規模事業者及び新規開業者等の方へ

北海道では平成16年2月2日から、小規模事業者及び新規開業者等の事業者から「物品の供給に係る見積参加申込書」の受付を行っています。入札参加資格がない事業者でこの見積参加申込がない場合は、道立学校の用に供する物品の購入に係る定時見積には参加できませんのでご注意ください。

1 対象事業者の要件

対象事業者は、道の物品の購入契約並びに印章の製造又は印刷物の製造の請負契約に係る競争入札参加資格を有しない事業者で、次のいずれかの要件を満たす事業者であって、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出義務を履行しており（当該届出の義務がない場合を除く。）、かつ、道内に本店（個人にあっては当該個人及び事業所の住所をいう。）を有する事業者のうち、道に対し物品の供給（物品の修繕及び洗たくを除き、製造の請負による供給を含む。）を行おうとする事業者とします。

小規模事業者	常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者
新規開業者等	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、物品の供給事業を新たに開始した事業者で、事業開始後1年未満の事業者

2 対象となる契約 随意契約

3 提出書類

「物品の供給に係る見積参加申込書」（別記第1号様式） 1部

「社会保険等適用除外申出書」（別記第6号様式） 1部

「誓約書」（別記第7号様式） 1部

※「社会保険等適用除外申出書」（別記第6号様式）については、社会保険等の届出の義務がない場合に限る

4 受付期間 随時

5 提出先（問い合わせ先）

釧路市浦見2丁目1番1号 釧路総合振興局別館

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

TEL：0154-43-9274

6 その他

(1) 申込書により作成する名簿に登載されることにより、自動的に又は直ちに発注があるということではありません。

(2) 見積参加者名簿から抹消となる場合は以下のとおりです（ア・イ・オについては「変更届」の提出が必要です。）。※「変更届」についてはお問い合わせください。

ア 道の物品購入等に係る競争入札参加資格を取得した場合

イ 本店の道外への移転、資本金の増額、従業員数の増加など対象事業者等の要件を欠いた場合

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合

エ 申込書に虚偽記載をした場合又は道との契約に違反した場合などで、その行為が悪質で契約の相手方として不適当と認められる場合

オ 新規開業後1年を経過した場合（小規模事業者に該当する場合を除く。）

(3) 申込書を提出する場合は、提出前に写しをとり、各自保管してください。

(4) 申込書のおもて面、うら面の注意事項をよく読んで記載してください。

(5) 申込書は当局ホームページにおいてダウンロードできます（当局においても常時備え付けています。）。